

平成29年度労災疾患臨床研究事業費補助金研究  
身体疾患を有する労働者が円滑に復職できることを目的とした、  
科学的根拠に基づいた復職ガイダンスの策定に関する研究  
研究結果の概要

研究代表者

立石清一郎 産業医科大学 保健センター

研究分担者

森 晃爾 産業医科大学 産業生態科学研究所  
浜口 伝博 産業医科大学  
宮本 俊明 産業医科大学  
井手 宏 産業医科大学  
森口 次郎 京都工場保健会  
上原 正道 産業医科大学  
梶木 繁之 産業医科大学 産業生態科学研究所  
永田 昌子 産業医科大学 産業医実務研修センター  
永田 智久 産業医科大学 産業生態科学研究所  
伊藤 直人 産業医科大学 産業医実務研修センター

研究目的

身体疾患は早期診断や治療法の向上により、疾病罹患後に機能障害の程度が軽く就業を継続したい労働者も増えてきている。労働者が職場復帰するときに“標準的な考え方”のもと適切な判断・手続きのもと復職できる産業医が利用できるガイダンスの提言を行うことが求められている。身体疾患に罹患して復職する際に復職が早すぎたり適切な就業配慮がなされなかったりすることにより体調を崩し仕事もうまくいかないことが発生している。先行しているメンタルヘルス不調者の職場復帰では3か月程度で業務遂行能力が戻るということが一般的に知られているため、スケジュールを立てやすく本人・職場ともに安心して治療に専念できる。また、就業上の配慮には5つの文脈が存在し（藤野、産衛誌 2012）、疾病によっては本人や公衆の危険を引き起こすため、医学適性検査という観点からのアプローチも必要であるが安全配慮と合理的配慮の整合性については属人的判断となっている。業務能力が戻るまでの標準的な休職期間や判断軸などを整理することが必要である。ただ単に科学的根拠のみならずそれぞれの経験を踏まえてより実践的なガイダンス案を作成する。

研究方法・研究成果

今年度については以下の4つの研究を実施し成果が得られ、総括的な検討を行う。

【1. 車両等の運転免許取得時及び身体負荷の高い公務員の採用時に課される身体基準の比較検討 研究要旨】

鉄道運転士と航空機操縦士の身体検査基準に関してインターネット調査を実施した。また、両者の身体検査に関して判断経験のある医師等にインタビューを実施した。鉄道運転士では、動力車操縦車運転免許に関する省令だけでなく、動力車操縦者の医学適性検査の判定に関するハンドブック、社内基準、産業医間の合議によって判定が行われていた。航空機操縦士では、航空法施行規則に基づき、航空身体検査マニュアル、各種通達、航空身体検査証明審査会で判定

されており、両者のプロセスには大きな差がなかった。

鉄道運転士と航空機操縦士の身体検査を判断する専門家であっても、専門家集団で定めた基準を利用して身体検査を判断していた。そのため、身体疾患を有する労働者が車両の運転業務等の復職を検討する際にも、一定の基準や事例を示すことが有用と思われる。

#### 【2. 既存のコホートデータ（職域：大企業）の解析 研究要旨】

本分担研究は、科学的根拠に基づいた復職ガイダンスの基礎資料として、疾病ごとの標準的な休業期間を明らかにすることを目的としている。昨年度に引き続き、大企業 21 社から得られた疾病休業データを分析した。休業にいたる身体疾患の種類は 289 種類と多く、うち 200 件は延べ件数が 3 件以下の疾患であった。職域での比較的大規模な集団を対象にした調査にも関わらず、延べ件数が 3 件以下の疾患が約 7 割を占め、様々な疾患について標準的な休業期間を明らかにすることには限界があることが改めて分かった。件数が 10 件以上あるものの疾患の平均休業日数は、悪性新生物は 80 日～190 日、脳血管疾患は 110～180 日であった。悪性新生物はおおよそ 3～4 ヶ月、脳血管疾患は 3～6 ヶ月と長期の休業となることが分かった。一方、罹患率が多いと考えられる心筋梗塞は件数が少なかった。これは本調査が休業日数 30 日以上連続して休業している者を対象としたため、休業日数が少ない心筋梗塞は多く挙げられなかったことが理由と考えられた。休業日数が短く、かつ復職後の配慮が必要な疾患を有する労働者に対し、適切に復職後の配慮がなされるような工夫が必要と考えられた。

#### 【3. 復職にあたり労働者が会社に配慮を望む事柄の質的調査 研究要旨】

本研究では、連続して 30 日以上、私傷病により休職した労働者が復職時に、会社に配慮してほしい事柄（ニーズ）を把握することを目的とした。8 団体（企業および健康保険組合）に勤務する労働者（被保険者）を対象に 2017 年 7 月から 10 月の間にアンケート調査を実施した。病気休業日数や産業医による復職面談の有無を聴取したうえで、会社に復帰する際、会社に対して配慮してほしい事柄を聴取した。まず、復職に関する社内規定等を理解する・探るのが難しかったとの意見があった。また、業務量に関する配慮を希望する意見が多かった。業務内容の変更を希望する意見もみられた。ただし、結果的には部署変更にならなかったが、考慮してもらえたことによる感謝の意見もみられた。復職のペースに関して、配慮は必要としつつ、もう少し早めのペースがよかったとの意見もみられた。本研究により、産業保健スタッフが復職支援を行う際に留意すべき事項が得られた。

#### 【4. 身体疾患を有する労働者が円滑に復職するための復職ガイダンス案～就業配慮に関する事例調査から～ 研究要旨】

一般の嘱託産業医が理解しやすい形で判断できるような復職ガイダンス案の作成が必要である。事例調査をもとに産業医が復職に際して就業配慮の意見を述べる際の判断、配慮事項、配慮内容について再検討を行った。4 名の研究者で事例を読んだうえで作成した事前に作成したカテゴリーに割り振る作業を行い集計した。配慮事項については「当該作業の禁止・制限」188 件、「残業禁止・制限/夜勤禁止」164 件、「短時間勤務・労働時間の調整」69 件、「配置転換」48 件、「環境整備/治具の使用」45 件、「通勤/移動の配慮/出張制限」64 件、「通院・治療への配慮」21 件、「在宅勤務」4 件、「配慮不要」45 件、「その他」3 件となった。配慮の内容については、「安全配慮」152 件、「合理的配慮」166 件、「要求業務の大幅な変更」62 件、「配慮

不要」40件、「その他」8件であった。職務適性は大変重要な課題であるが、未だ言語化できていなかったため、配慮の内容についてすべての事例においてある枠組みで説明できるようになることは意義深い。

### 結論と今後の展望

事例収集は分析的に統計が得られた結果のみならず、個別のケース対応が、特に初学者にとって、大変参考になる。従って、事例データベースを作成し、公開することが適当である。平成30年3月時点で仮のホームページを公開した。<http://ohtc.med.uoeh-u.ac.jp/hukusyoku/>

また、本研究班での最終成果物は「一般的な嘱託産業医が疾病に罹患した労働者の復職に関する“標準的な考え方”をまとめる」ということである。前述の研究成果をもとに、就業配慮の標準的考え方に記載すべき項目案は以下のとおりと考える。

- 職務適性に関して絶対的に就業不可というエビデンスはほとんど存在しない。(存在するものは自家用自動車運転に関するもののみで職業運転については存在しない)【研究①より】
- 悪性新生物は3-4ヶ月、脳血管疾患は3-6ヶ月の休業期間が一般的であるが例外も多く存在する【研究②より】
- 復職に際して、現職において職場復帰の可否を検討し、そのうえで現職に職場復帰できない場合には配置転換等の要求業務の変更を検討する。【研究④より】
- 事業者と労働者の利益の対立が存在する場合には産業医は独立的立場をもって医学的な判断を行う。【研究①～④より】
- 復職時の職務適性のみならずフォローアップを行い就業配慮については適宜見直す。【研究③より】

また、産業医実務研修センターで行っている日本医師会認定産業医向けの研修会にも最新の研究内容を適宜追加している。両立支援のテーマは年5～10回程度開催していることから今後の展開も十分であることが期待できる。